



Japan Chain Stores Association

日本チェーンストア協会

TORANOMON-NN-BUILD-11F,1-21-17 TORANOMON,MINATO-KU,TOKYO,105-0001 JAPAN.
PHONE:(03)5251-4600 FAX:(03)5251-4601

「容器包装リサイクル法見直し」に関する環境大臣に対する要望
について

平成17年7月15日
日本チェーンストア協会

日本チェーンストア協会の正副会長は、本日、「容器包装リサイクル法の見直し」に関し、小池環境大臣に対し、直接、別添の要望をご説明いたしましたので、お知らせいたします。

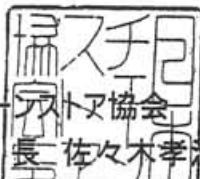
(お問い合わせ先)

日本チェーンストア協会 (今野)

TEL:03-5251-4600

FAX:03-5251-4601

環境大臣 小池百合子殿


日本チェーンストア協会
会 長 佐々木孝治(ユニー株式会社代表取締役社長)
副会長 岡田 元也(イオン株式会社代表執行役社長)
副会長 林 紀男(イズミヤ株式会社代表取締役社長)
副会長 井坂 榮(株式会社イトーヨーカ堂代表取締役社長)
副会長 大桑 埤嗣(株式会社オークワ代表取締役会長)
副会長 角屋 毅(サミット株式会社代表取締役副社長)
副会長 渡邊 紀征(株式会社西友取締役会議長・代表執行役)
副会長 川島 宏(株式会社東急ストア代表取締役会長)
副会長 夏原 平和(株式会社平和堂代表取締役社長)
副会長 清水 信次(株式会社ライフコーポレーション代表取締役会長
兼社長)

「容器包装リサイクル法見直し」に関する要望

当協会は、貴省所管の「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会」において審議されてきた「容器包装リサイクル法の見直し」に対する意見書を当該審議会に提出するとともに、当該審議会の場等において再三再四意見表明を行ってまいりました。

今般、当該審議会における各界の意見を踏まえ、容器包装リサイクル法の見直しに係る「中間取りまとめ」が公表され、現在パブリックコメントに付されております。

しかしながら、現在提示されている「中間取りまとめ」では、小売商業者団体である当協会の意見が反映されているとは言い難く、改めて当協会の基本的考え方等を下記に取りまとめましたので、今後の容器包装リサイクル法見直しに向けての「最終取りまとめ」において十分生かしていただくよう強く要望します。

記

平成7年（1995年）に施行された容器包装リサイクル法は、平成12年（2000年）に紙製容器包装とプラスチック製容器包装が再商品化の対象品目に追加され完全施行となりました。

しかしながら、平成12年以降今日に至るまでの間、一般家庭ゴミの排出はほぼ横這いで推移している状況の中で、天然資源の使用削減と使用済み資源の有効利用を図る観点から、プラスチック製容器包装の分別収集量は増大の一途をたどってきており、同法に基づくりサイクルに要する「社会的コスト」も飛躍的に増大してきています。

当協会会員社においては、こうした社会生活環境を巡る変化の中で、特に平成12年以降「資源ごみの自主的な発生抑制への取組み」を強化し、「環境負荷の低減」と「社会的コストの低減」に努めてきましたが、事業者としての自主的取組みも現行リサイクル制度においては十分評価されていないことに加え、法に基づく再商品化義務（費用負担）は将来においてもなお、年々増大する傾向にあります。

こうした状況から判断されることは、現行容器包装リサイクル法に基づくりサイクル制度は、発足当初において想定され得なかった運用上の「歪み」や「不公平感」といったものが顕在化したと言えます。更には、多くの事業者に不信感や疑問を抱かせている背景には各種データ等についての「不透明感」も内在していると考えます。従って、この「歪み」、「不公平感」及び「不透明感」が解消されるような容器包装リサイクル法の見直しに至らない限り、当該リサイクル制度は崩壊する可能性が大きいと言えます。

このため、当協会としては特に次の項目について改善を図るべきであると考えます。

1．これまでの三者役割分担を堅持するとともに、国民全体の参画をより確実なものとし、「発生抑制（リデュース）」を原点とする制度運用への転換が必要

市町村による分別収集が進めば進むほど、特定事業者が費用負担が課せられている再商品化義務量は増大します。こうした増大の流れに歯止めをかけるためには、特定事業者のみならず、市町村及び消費者等国民各層における相応の責任と適切な負担を基とする省資源への取組み、すなわち「発生抑制」を原点とする制度に転換することが必要です。

そのためには、これまでの三者（消費者、市町村及び事業者）による役割

分担の中で「発生抑制」への取組みを強化していくことが重要ですが、今回の「中間取りまとめ」では、特に消費者の役割が不鮮明であると言えます。

2．法に基づくりサイクル制度に内在する多くの「歪み」、「不公平感」及び「不透明感」を解消し、国民各層が一体となって取組む体制を整備することが「発生抑制」には必要不可欠

法の求める趣旨は、消費者、市町村及び事業者の全員が相応の責任と適切な負担の基で三者役割分担を行うことが前提となっています。

しかしながら、再商品化義務を履行しない「ただ乗り事業者」は依然として数多く存在すると言われており、正しく義務を履行している事業者に負担のしわ寄せが行われています。また、事業者間においても、小売業においては容器包装の利用事業者と製造事業者との負担比率に大きな格差（99.41 対 0.59）もあります。更には、国民各層の一体的取組みを基本とすれば、現状再商品化義務を免除されている「小規模事業者」もリサイクル制度に組み込むことも必要です。

今般の「中間取りまとめ」においては、「ただ乗り事業者に対する罰則の強化」は謳われたものの、その他については「検討課題」や「現行のまま」とされており不満の残る結果であり、全く不公平感等の解消にはなっていません。

3．国民各層が一体となって「発生抑制」を進めていく中での小売業としての特性に鑑み、「レジ袋有料化の法制化」が必須

家庭から排出されるゴミの約10%を占めるといわれるレジ袋について、当業界では多くの事業者が長年にわたりポイントやスタンプによる還元手法を用いて消費者のレジ袋辞退率の向上に努めていますが、現状12%～13%台で横這い・頭打ちの状況となっており、事業者の経済的負担による自主的取組みでは限界点にきています。

このような状況の中、今後、小売業として「発生抑制」に更なる効果を持たせる一手法として考えた場合、国、市町村、地域団体等のバックアップの下で、全ての事業者が参画し、消費者も「発生抑制」への参画を意識して取組める「レジ袋有料化の法制化」が必須です。

今般、環境省の「中間取りまとめ」において、「無料配布を禁止する措置（法的措置、自主協定の締結等）を講じることにより、買物袋の持参を促進する」ことが明記されましたが、この中においても明確に「法制化」を謳うには至っておりません。

レジ袋有料化を事業者の自主的判断に委ねた場合には、自由競争社会の中にあつて、とりわけ、競争が激化している小売・サービス業においては、レジ袋有料化による「発生抑制」への足並みは大きく後退すると考えられ、国民全体での「発生抑制」には繋がらない結果となります。「レジ袋有料化の法制化」は必須であります。是非とも法制化されるよう要望します。

4．特定事業者の自主的な発生抑制への取組みに対する評価及びその取組みに対する国等による支援策の充実が必要

当協会会員社においては、「過剰包装排除、トレイの縮減、レジ袋の削減、トレイ・ペットボトル・紙製パック等の店頭回収」などの自主的取組みに長年努めてきています。

しかしながら、これまでのリサイクル制度においては、こうした事業者自身の責任と負担による自主的取組みに対する評価とそれに対する支援策は至って脆弱であったと言えます。

将来に向け「発生抑制」を中核に据えた3Rを一層推進していくためには、事業者の自主的取組みを評価し支援する制度を確立することが必要です。

5．「拡大生産者責任論」を基に市町村費用の事業者への安易な置き換えは、事業者の自主的取組みをも阻害し、かつ三者役割分担を根底から揺るがすことになるため反対

「拡大生産者責任論」を展開する最大の理由は、市町村の分別収集・選別保管経費 3,000 億円と事業者の再商品化委託料 400 億円との比較をもって、市町村経費の一部あるいは一定の役割を新たに負荷させようとするところにあります。

しかしながら、市町村によって異なる分別収集等の実態や処理コストの実態が明らかにされていない現状において、事業者が市町村経費の一部を負担すること、あるいは一定の役割を担うことを前提とした「中間取りまとめ」を提示したことには到底理解できるものではありません。

まずは、市町村における「社会的コストの低減」に向けた効率的な分別収集体制の確立と、誰もが理解し納得し得る適正な処理コストを分かりやすく開示することであり、誰が、どの部分について、どの程度負担すべきかについては、その後に議論すべき問題であると考えます。

以上